

社団法人熊本県産業廃棄物協会熊本環境保全推進支援金事業規程

第1章 総 則

(設置及び目的)

第1条 社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより生活環境及び自然環境の保全を図るため熊本環境保全推進支援金事業（以下「支援金事業」という。）を設置する。

(支援金事業の原資)

第2条 支援金事業は、熊本県及び熊本市からの出資金並びに産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物の排出事業者からの拠出金をもってこれに充てるものとする。

2 支援金事業の原資は、3億円とする。

(支援金事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 次のいずれにも該当する産業廃棄物の撤去等に関する事業

ア 不法投棄されたものである場合。

イ 環境保全上著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

ウ 投棄者が不明であり、かつ、土地管理者の責めに帰することができない場合。

(2) 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業

(3) その他支援金事業運営委員会が特に認めた事業

第2章 運営委員会

(支援金事業運営委員会)

第4条 協会は、支援金事業の適正かつ効率的な運営及び管理を図るため、支援金事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、10名以内の委員で、次の者をもって構成する。

(1) 熊本県の職員（廃棄物担当課長及び同課長補佐）

(2) 熊本市の職員（廃棄物担当部長及び廃棄物担当課長）

(3) 協会の理事（3名以内）

(4) 学識経験者、産業廃棄物の排出事業者等で熊本県、熊本市及び協会が選任し、協会長が委嘱する者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名及びびを置く。
 - 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。
 - 6 議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の審議事項)

- 第6条 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 第4条に掲げる事業の実施
 - (2) 支援金事業の運用に関する事項
 - (3) 支援金事業の取りくずし及び処分
 - (4) この規程の変更
 - (5) その他支援金事業の運営に関し必要な事項

第3章 管 理

(支援金事業の管理)

- 第7条 支援金事業の事務は、協会で管掌し、協会のもとに管理する。
- 2 支援金事業は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により保管しなければならない。
 - 3 支援金事業は、必要に応じ、最も确实有利な有価証券に代えることができる。
 - 4 支援金事業の運営及び管理に要する費用は、原則として支援金事業の運用から生じる収益をもって充てる。
 - 5 支援金事業の元本は、これを取りくずし、処分し、又は担保に供することはできない。
ただし、協会総会の議決を得、熊本県及び熊本市の承認があった場合は、この限りでない。

(寄付台帳の整備)

- 第8条 協会は、支援金事業の適正な管理を図るため、支援金事業に関する拠出金、出資金及び寄付金等の支援金事業台帳を整備し、保管するものと

する。

(会計年度)

第9条 支援金事業の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 その他

(報告)

第10条 支援金事業は、会計年度終了後3ヶ月以内に、決算書を添えて支援金事業報告書を熊本県知事、熊本市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるほか、支援金事業の運営及び管理について必要な事項は、熊本県及び熊本市の承認を受けて協会長が定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成23年10月18日から施行する。